

国自旅第 3 1 6 号
令和 2 年 1 1 月 2 7 日
一部改正 国自旅第 2 3 7 号
令和 4 年 9 月 3 0 日
一部改正 国自旅第 5 6 6 号
令和 5 年 3 月 3 1 日
一部改正 国自旅第 1 2 3 号
令和 5 年 8 月 1 日
一部改正 国自旅第 1 7 7 号
令和 5 年 1 0 月 1 日
一部改正 国自旅第 2 1 7 号
令和 5 年 1 2 月 2 8 日
一部改正 国自旅第 1 9 9 号
令和 6 年 9 月 3 0 日

各 地 方 運 輸 局 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

物 流 ・ 自 動 車 局 長

交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について

自家用有償旅客運送は、道路運送法に基づき、地域住民等の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であるとして協議が調った場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を登録制度の下で可能とし、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。

本目的を踏まえ、交通空白地有償運送の登録に関する処理方針を別添のとお

り定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本通達の発出に伴い、「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成１８年９月１５日付け国自旅第１４１号）、「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」（平成１８年９月１５日付け国自旅第１４２号）、「無人自動運転移動サービスを導入する自家用有償旅客運送の登録に関する処理の細部取扱いについて」（令和２年１１月１６日付け事務連絡）は廃止する。

交通空白地有償運送の申請に対する処理方針

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

１．交通空白地有償運送について

道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）第７８条第２号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号。以下「施行規則」という。）第４９条第１号に定める交通空白地有償運送（以下「交通空白地有償運送」という。）は、バス、タクシー等の公共交通機関によっては地域住民又は観光旅客を含む来訪者に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人その他施行規則第４８条に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が、地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動に必要な旅客輸送を確保するため、市町村長又は都道府県知事が主宰する施行規則第４条第２項に規定する地域公共交通会議（地域協議会の分科会として設置された場合を含む。以下同じ。）又は同項に規定する協議会（以下、これらを総称して「地域公共交通会議等」という。）において調った協議内容に基づき実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって自家用自動車を使用して運送を行うものをいうものとする。

２．登録の申請

（１）登録を行う場合

法第79条の2に基づく登録の申請は、次の場合に行うものとする。

- ① 新たに登録を受け交通空白地有償運送を行おうとする場合
- ② 登録の有効期間の満了又は業務の廃止の届出により登録の抹消を受けた後、新たに登録を受けようとする場合
- ③ 登録の取消しを受けた後2年を経過した日以後において、再度登録を受けようとする場合
- ④ 現在交通空白地有償運送（持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省令関係省令の整備等に関する省令（令和2年国土交通省令第93号）による改正前の施行規則により登録を受けた公共交通空白地有償運送を含む。）を行っている特定非営利活動法人等が、特定非営利活動法人等の合併によって新たな特定非営利活動法人等となった場合において、登録を受けていない法人が継承法人となり交通空白地有償運送を行う場合。

（2）登録の申請

登録の申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1-1号）に（3）に掲げる添付書類を添えて、路線又は運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等（兵庫県にあっては神戸運輸監理部長、沖縄県にあっては陸運事務所長を含む。以下同じ。）（複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては、地域公共交通会議等の協議が調った市町村のうち主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等又は指定都道府県等の長あて提出するものとする。

- ① 申請者の名称
- ② 申請者の住所
- ③ 申請者の代表者の氏名
- ④ 自家用有償旅客運送の種別
「交通空白地有償運送」と記載する。

⑤ 路線又は運送の区域

当該地域の市町村が主宰する地域公共交通会議等において、協議が調った路線又は運送の区域を記載する。

なお、自動運行旅客運送（自動運行装置（道路運送車両法（昭和26

年法律第185号)第41条第1項第20号に規定する自動運行装置をいう。以下同じ。)を当該自動運行装置に係る使用条件(同条第2項に規定する条件をいう。以下同じ。)で使用する当該自動運行装置を備えている自動車を運行することによる旅客の運送をいう。以下同じ。)を行う路線又は運送の区域がある場合は、当該路線又は運送の区域を明記する。そのうち、特定自動運行旅客運送(特定自動運行(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第17号の2に規定する特定自動運行をいう。以下同じ。)による旅客の運送をいう。以下同じ。)を行う路線又は運送の区域がある場合は、当該路線又は運送の区域についても明記する。

(イ) 路線を定めて行う場合

申請書に当該路線の起点及び終点の地名及び地番、当該路線のキロ程、主な経過地を記載する。

なお、予め路線の一部に迂回部分等を設定し、旅客の呼出しに応じて運行を行う形態で運行する場合にあつては、当該部分について、基軸となる路線を定める、または、地区単位(大字・字、町丁目、街区等)で設定することができるものとし、主な経過地に当該運行の迂回部分等を含めて記載する。

(ロ) 運送の区域を定めて行う場合

地域公共交通会議等において協議により定められた区域を運送の区域として定めるものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする。

また、交通空白の状況に対応するため、運送の区域を市町村内の一部の区域に限定しようとする場合には、地域公共交通会議等における協議に基づき、運送の区域を限定することができるものとする。

⑥ 事務所の名称及び位置

交通空白地有償運送を実施する全ての事務所の名称及び住所を記載するものとする。(記載する事務所は主たる事務所、従たる事務所を問わない。)。この場合において、申請者が広域的に活動を行っている特定非営利活動法人等である場合は、申請書には交通空白地有償運送を実施する事務所の名称及び住所(活動拠点を定めた場合にはその名称及び住所)を記載するものとする。

⑦ 事務所ごとに配置する交通空白地有償運送の用に供する自家用自動車の種類ごとの数

事務所ごとに市町村又は特定非営利活動法人等が保有する自家用自動車、ボランティア個人及び株式会社等からの持込み自動車（運行委託先の事業者が保有する事業用自動車を含み、交通空白地有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。）の別ごとに、以下に掲げる自動車の種類ごとの数（軽自動車がある場合には、その数を内数として括弧書きで記載。また、自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送の用に供する自動車がある場合には、その数を内数として該当欄に記載）を記載する。

（イ）バス

乗車定員 11 人以上の自動車

（ロ）普通自動車

乗車定員 11 人未満の自動車（リフト等移動制約者の乗降を円滑にする設備が整備された車両も含むものとする。）

なお、運行委託先の事業者が保有する事業用自動車の持込みは、以下に留意して行うものとする。

- ・ 運送事業における事業計画及び運行計画に定めるところに従い行う業務に支障の無い範囲であること。
- ・ 自家用自動車を使用して行う自家用有償旅客運送を補完するものであること。
- ・ 登録を受けた自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）は、様式第 1－6 号に定める前年 4 月 1 日から当年 3 月 31 日までに運行委託先の事業者が保有する事業用自動車の持込み使用実績を毎年 5 月 31 日までに運輸支局に報告すること。

⑧ 運送しようとする旅客の範囲

運送することができる旅客は、施行規則第 49 条第 1 号に規定する地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者とする。

⑨ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行おうとするとき

法第 79 条の 2 第 1 項第 5 号に定める事業者協力型自家用有償旅客運送（一般旅客自動車運送事業者が、法第 79 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる運行管理及び施行規則第 51 条の 2 の 2 に掲げる自家用有償旅客運送自動車の整備管理の体制の整備又は自家用有償旅客運送自動車による旅

客の運送の手配に係るサービスの提供について協力する自家用有償旅客運送。以下単に「事業者協力型自家用有償旅客運送」という。）を行おうとするときは、協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所を記載するものとする。

⑩ その他の留意事項

登録申請書の受理について、申請書記載事項や添付書類の不備等法令に定められた申請の形式的な要件に適合しない申請であることが明らかである場合は、行政手続法（平成５年法律第８８号）第７条の規定に基づき、速やかに申請者に対し当該申請の補正を求めるものとする。

（３）添付書類

施行規則第５１条の３に定める申請書に添付する書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

① 定款等の書類

施行規則第５１条の３第１号に規定する申請者である特定非営利活動法人等の定款（財団法人にあっては寄附行為）及び登記事項証明書並びに役員名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要）。なお、認可地縁団体の申請にあっては、規約及び地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１２項の証明書並びに役員名簿、施行規則第４８条第１０号に規定する者の申請にあっては、定款に準ずる書類として組織の基本的事項を定める書類、役員名簿に準ずるものとして法人の役員に相当する権利能力なき社団の代表者を定める書類（いずれも団体規約等）とする。なお、団体規約については、後に変更の可能性があるところ、当該変更の際には構成員の一定数以上の同意があるときに限る旨の定めがある等、民主的な方法により作成・変更されるものであることとする。

② 路線図

施行規則第５１条の３第２号に定める路線図は、申請する路線に加え、一般乗合旅客自動車運送事業の路線等、地域の公共交通の状況を記した路線図とする。

なお、申請する路線について、自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う路線がある場合は、それぞれ当該路線を明記する。

③ いわゆる欠格事由に該当しない旨を証する書類

施行規則第51条の3第3号に定める、法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類とは、様式第3号に定める宣誓書とし、特定非営利活動法人等の代表者が当該法人の他の役員を含めて宣誓することができるものとする。

なお、市町村が運送の主体である場合にあっては提出を要しない。

④ 地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

施行規則第51条の3第4号に定める地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類とは、地域公共交通会議等が申請者に交付した様式第1－5号に定める書類とする。地域公共交通会議等において運送の区域を市町村内の一部地域に限定することとした場合及び申請者の行おうとする交通空白地有償運送に対して地域公共交通会議等における協議に基づく特記事項がある場合には、当該書類にその旨を記載するものとする。

地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、申請者は以下の関係者と協議を調えることにより地域公共交通会議等の協議に代えることができる。

- ・ 関係地方公共団体の長
- ・ 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- ・ 住民又は旅客（当該市町村において選定した代表者）
- ・ 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- ・ その他当該市町村において協議を調える必要があると判断する者

申請者は、持ち回りで関係者から了解を得るなどの方法で協議を調えるものとする。この場合、協議が調ったことを証する書類は、当該関係地方公共団体の長が発行するものとする。なお、運輸支局長等は、申請者が行う協議に当たり、適切な検討、協議が可能となるよう、必要に応じて、関係地方公共団体の長と連携して、必要な情報等を収集し、関係者に提供するよう努めるものとする。

施行規則第51条の7第2号に定める、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に規定する地域公共交通計画に自家用有償旅客運送の実施主体、路線又は区域及び輸送対象が記載されているときは、当該地域において、自家用有償旅客運送を実施することについて協議が調ったものとみなす。この場合は、様式第1－5号に定める書類に代え

て、当該地域公共交通計画の写しを提出するものとする。なお、料金や運行回数その他実施に当たって必要な事項の調整については地域公共交通会議等において別途協議するものとし、様式第１－５号に定める書類及び地域公共交通計画の写しの双方を提出するものとする。

⑤ 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

施行規則第５１条の３第５号に定める、自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類とは、以下のとおりとする。

- (イ) 当該自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧（参考様式第イ号を参考として運送者において書式を定め記録するものとする。）
- (ロ) 当該自動車の自動車検査証の使用者が申請者となる場合にあっては、当該自動車の自動車検査証とし、登録後に購入を計画している者については、車両購入契約書又は見積書とする。また、計画車両にリース車両がある場合は、リース契約書又は見積書とする。
- (ハ) 当該自動車の自動車検査証の使用者が申請者とならない場合にあっては、当該自動車の自動車検査証及び自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書又は使用承諾書とする。この場合において、当該契約書又は使用承諾書は、交通空白地有償運送を実施する間、使用権原及び運送に伴う責任が申請者にあることを定めたものであるものとする。なお、宿泊施設等が保有する車両等を実施主体である観光協会等に提供することも可能である。また、その際に発生する委託料について、宿泊施設、株式会社等に利潤を含めて支払うことは可能である。

⑥ 自家用有償旅客運送自動車の運転者が必要な要件を備えていることを証する書類

施行規則第５１条の３第６号に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者が施行規則第５１条の１６第１項に規定する要件を備えていることを証する書類は、以下の通りとする。

- (イ) 当該自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧（参考様式第ロ号を参考として運送者において書式を定め記録するものとする。）
- (ロ) 様式第４号に定める運転者就任承諾書及び運転免許証の写し
- (ハ) 施行規則第５１条の１６第１項各号のいずれかに掲げる要件を備えていることを証する書類の写し（第二種運転免許を受けていない場合に限る。）

運転業務に関する委託を行っている場合にあっては、受託者の運転者が当該要件を備えていることを要するものとする。

なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあっては（ロ）及び（ハ）に掲げる書類について、様式第５号に定める宣誓書をもって代えることができる。

⑦ 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

施行規則第５１条の３第８号に定める、運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類とは、様式第６号に定める自動車の運行管理の責任者の就任承諾書及び様式第７号に定める運行管理の体制等を記した書類とし、配置する自動車の数が乗車定員１１人以上の車両にあっては１両、乗車定員１１人未満の車両にあっては５両以上となる事務所（以下「特定事務所」という。）の場合には、運行管理の責任者が施行規則第５１条の１７第２項の要件を備えることを証する書類を要するものとする。

なお、運行管理に関する委託を行っている場合にあっては、委託先の運行管理の責任者も含めた運行管理の体制を記した書類、就任承諾書を求めるものとする。

また、事業者協力型自家用有償旅客運送にあっては、運行管理の責任者は当該協力事業者の運行管理者でなければならないものとする。

さらに、特定自動運行旅客運送を行う場合にあっては、運転者の代わりに特定自動運行保安員を記した書類を求めるものとするとともに、施行規則第５１条の１６の２第１項第２号イに定める装置を当該特定自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車に備えていることを証する書類の添付を求めるものとする。

⑧ 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

施行規則第５１条の３第９号に定める、整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類とは、様式第７号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とする。

なお、整備管理に関する委託を行っている場合にあっては、委託先の整備管理の責任者も含めた整備管理の体制を記した書類を求めるものとする。

また、事業者協力型自家用有償旅客運送のうち、一般旅客自動車運送事業者が運行管理及び整備管理の体制の整備について協力する類型の場

合にあっては、整備管理の責任者は、当該協力事業者が選任する者でなければならないものとする。

- ⑨ 事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
施行規則第51条の3第10号に定める、事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類とは、様式第7号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とする。

なお、運行に関する委託を行っている場合にあっては、委託先も含めた連絡体制を記した書類を求めるものとする。

また、特定自動運行旅客運送を行う場合にあっては、運転者の代わりに特定自動運行保安員を記した書類を求めるものとする。

- ⑩ 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

施行規則第51条の3第11号に定める、自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類とは、契約申込書の写し、見積書等施行規則第51条の26に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意保険等に計画車両の全てが加入している又は様式第8号に定める加入する計画があることを証する書類とする。

なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、上記の書類について、様式第9号に定める宣誓書をもって代えることができる。

- ⑪ 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあっては、当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類

施行規則第51条の3第13号に定める、当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第31条の2の2の規定に基づき国土交通大臣又はその委任を受けた地方運輸局長から交付された走行環境条件付与書の写しとする。

- ⑫ 特定自動運行旅客運送を行おうとする場合にあっては、当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条の12第2項に規定する申請書の写しその他の同条第1項の許可の見込みに関する書類

施行規則第51条の3第14号に定める、当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条の12第2項に規定する申請書の写しその他の同条第1項の許可の見込みに関する書類とは、申請書の写しその他の当該許可の申請状況を示した書類とする。

(4) 登録の実施

① 登録番号の付与

運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録を行った場合には、運送者ごとに登録番号の付与を行い、これを管理するものとする。登録番号は、抹消登録が行われるまでの間、変更登録が行われ他の運輸支局等又は指定都道府県等の管轄に属することとなった場合であっても同一の番号により管理するものとする。(別記1参照)

ただし、広域的に活動する特定非営利活動法人等であって、1の特定非営利活動法人等として登録するとかえって活動実態の把握が困難となるため、活動の拠点たる地域ごとに登録した方が望ましいと認められる場合にあっては、特定非営利活動法人等の活動実態等も踏まえ、活動拠点ごとに登録を行うことができるものとする。この場合において、特定非営利活動法人等の登記上、活動拠点たる事務所が特定非営利活動法人等の登記簿に登記されていない場合にあっては、当該事務所の登記事項証明書、賃貸借契約書等により事務所の使用権原の確認を行うものとする。

既に登録を受けている市町村が合併した場合は、最初に登録を受けた市町村の登録番号を優先する。

② 登録を行った場合の通知

運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録を行った場合には、運送者に対して登録の通知を行うものとする。通知は登録証(様式第10号)の交付によって代えることができるものとする。

③ 登録簿

運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、申請者を登録簿に登録した場合は、登録簿を簿冊に調製し運輸支局等又は指定都道府県等の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないものとする。

④ 登録を行った運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、関係する運輸

支局長等又は指定都道府県等の長がある場合には、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に更新登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知するものとする。通知を受けた当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録簿の写しを当該運輸支局長等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

⑤ 登録時に付すべき条件

登録時に付すべき条件は、以下のものが考えられるが、このほかに地域の実情、申請内容等によりこれと異なる条件を付すこと及び条件を追加することができるものとする。

- (イ) 申請時において要件を満たしていない運転者がいる場合には、要件の確保の措置が講じられるまで当該運転者に運転させないこと。
- (ロ) 運送の区域は、〇〇市△△町のうち、□□地区とする。また、運送の区域を見直す場合（減少することとなる場合を除く。）は、再度地域公共交通会議等において協議を調える必要があるものとする。
- (ハ) 運送しようとする旅客の範囲は、〇〇市△△町のうち住民とする。また、運送しようとする旅客の範囲を見直す場合（減少することとなる場合を除く。）は、再度地域公共交通会議等において協議を調える必要があるものとする。

(5) 登録の拒否

以下の①～③のいずれかに該当する場合には、登録を拒否するものとする。この場合においては、様式第11号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、地域公共交通会議等の主宰者（地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、路線又は運送の区域を管轄する市町村長）に対してもその旨を通知するものとする。

- ① 法第79条の4第1項第1号から第4号までに掲げる欠格事由のいずれかに該当する場合
- ② 法第79条の4第1項第5号に該当する場合
地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、当該交通空白地有償運送の実施が必要である旨の協議が調っていないこと。
- ③ 法第79条の4第1項第6号に該当する場合

次の（イ）～（ト）のいずれかに該当するものであること。

- （イ）交通空白地有償運送を実施するために必要な自動車の保有がなされていないと認められる場合。
- （ロ）施行規則第51条の16第1項に定める要件を備える運転者の確保がなされていないと認められる場合
- （ハ）特定自動運行旅客運送を行う場合にあっては、施行規則第51条の16の2第1項に定める特定自動運行保安員の確保がなされていないと認められる場合
- （ニ）施行規則第51条の17第1項に規定する運行管理の責任者の選任及び運行管理の体制の整備がなされていないと認められる場合
- （ホ）施行規則第51条の24に規定する整備管理の責任者の選任及び整備管理の体制の整備がなされていないと認められる場合
- （ヘ）施行規則第51条の25第1項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任及び連絡体制の整備がなされていないと認められる場合
- （ト）施行規則第51条の26に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が講じられていないと認められる場合

3. 対価の公示等

旅客から収受する対価については、当該運送を実施する事務所及び自家用有償旅客運送自動車内において公衆に見やすいように掲示などして公示し、又は利用者に対し収受する対価等を記載した書面の提示その他適切な方法により説明をするものとする。対価の額を変更しようとする場合も同様とする。

4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、以下の点に留意することとする。

（1）運転者の要件

- ① 施行規則第51条の16第1項に規定する、第1種運転免許保有者であって、「当該効力がその自家用有償旅客運送自動車の運転者として選

任される日から遡って２年以内において停止された者でないこと」の要件は、地域の実情に応じて地域公共交通会議等において定めることができるものとする。ただし、２年未満の期間とすることはできないものとする。

- ② 登録後において、施行規則第５１条の１６第２項に規定する事故を惹起した運転者には、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診させること。また、「その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合」とあるのは、運送者に所属する運転者が道路交通法違反を惹起した結果、運転免許停止以上の処分を受けることとなった場合をいうものとし、運送者は、当該運転者に適性診断を受診させ、運転免許の停止条件が解除された後でなければ運転業務を再開させてはならないものとする。

（２）特定自動運行保安員

- ① 施行規則第５１条の１６の２第１項の定めにより、運送者は、次のいずれかに掲げる措置を講じなければ、自家用有償旅客運送自動車を特定自動運行旅客運送の用に供してはならない。

（イ）当該自家用有償旅客運送自動車に特定自動運行保安員を乗務させること。

（ロ）次に掲げる措置を講じること。

ア 緊急を要する場合において、旅客が特定自動運行保安員に連絡することができる装置及び旅客が自家用有償旅客運送自動車を停止させることができる装置を当該自家用有償旅客運送自動車に備えること。

イ 事務所その他の適切な業務場所に特定自動運行保安員を配置するとともに、道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号）第９条の２９に規定する遠隔監視装置その他の輸送の安全の確保のために必要な装置を用いて遠隔から特定自動運行保安員に運行の安全の確保に関する業務を行わせること。

- ② 施行規則第５１条の１６の２第２項の定めにより、運送者は、特定自動運行保安員に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

（イ）酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を当該運送者に申し出ること。

(ロ) 疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれがあるときは、その旨を当該運送者に申し出ること。

(3) 運行管理

- ① 運行管理の責任者の選任にあつては、施行規則第51条の17第2項の定めにより、事務所ごとに配置する自動車の数により必要となる員数（事業者協力型自家用有償旅客運送を行う事務所にあつては、法第23条第1項の運行管理者）を選任すること。なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、当該協力事業者が保有する事業用自動車の数と合算して員数を算出して差し支えない。

運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保するものとする。

- ② 旅客自動車運送事業者等に運行の委託を行う場合にあつては、運送者は、委託に係る運行管理が適切に行われるよう措置するものとし、運行管理の責任者は、受託者において確保した必要な資格を有する者から選任するものとする。

(4) 運行管理の責任者の講習

施行規則第51条の18の定めにより、運送者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、特定事務所の運行管理の責任者に、国土交通大臣が告示で定める講習を受けさせるものとする。

(5) 運行に関する計画

施行規則第51条の19の定めにより、運送者は、特定事務所にあつては、道路交通法第22条の2第1項に規定する最高速度違反行為、同法第58条の3第1項に規定する過積載をして自動車を運転する行為、同法第66条の2第1項に規定する過労運転及び同法第75条第1項第7号に掲げる行為の防止その他安全な運行の確保に留意して、運行に関する計画を作成するものとする。

(6) 交替するための運転者の配置

施行規則第51条の20の定めにより、運送者は、特定事務所にあつては、運転者が長距離の運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労

等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置するものとする。

(7) 異常気象時等における措置

施行規則第51条の21の定めにより、運送者は、特定事務所にあっては異常な気象、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講ずるものとする。

(8) 安全な運行のための確認等及び業務記録の実施

① 施行規則第51条の22第1項及び第2項に定める、運送者が乗務しようとする運転者及び乗務を終了した運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。地域公共交通会議等において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点で適当と認められた方法により、必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。

なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、上記によらず、当該協力事業者が輸送の安全の確保の観点で適当と認めた方法により確実に実施されるよう適切な措置を講ずることにより実施することができるものとする。

② 施行規則第51条の22第1項及び第2項に定める、運送者が運行の業務に従事しようとする運転者等及び乗務を終了した運転者に対して行う確認、指示の記録は、参考様式第八号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。運行委託を行っている運送者にあっては、受託者において確実に実施されるよう適切な措置を講ずるものとする。

③ 施行規則第51条の22第3項に定める「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用するものとする。

④ 施行規則第51条の22第4項に定める運転者等が運行の業務に従事

した場合の業務記録は、参考様式第二号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。運行委託を行っている運送者にあつては、受託者において確実に実施されるよう適切な措置を講ずるものとする。

(9) 運転者等台帳の整備

施行規則第51条の23第1項に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者等ごとの運転者等台帳は、参考様式第ホ号を参考として運送者において書式を定めるものとする。

(10) 事故の場合の処置

施行規則第51条の25第2項に定める事故の記録は、参考様式第ヘ号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

(11) 損害賠償措置の実施

特定非営利活動法人等は、施行規則第51条の26に規定する損害賠償措置を講ずる場合にあつては、自家用有償旅客運送を行う場合においても、保険金の支払いが可能となるものを付保するものとし、登録後において、国土交通大臣が告示で定める保険金限度額を減じるなどの変更契約や正当な理由のない解約をしてはならないものとする。

(12) 自動車に関する表示

① 施行規則第51条の27に規定する自動車に関する表示については、以下に掲げる事項を車体の両側面に表示するものとする。

文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。この場合の文字の大きさは、一文字の大きさが一辺5センチメートル以上とする。

また、運行委託先の事業者が保有する事業用自動車を持込む場合は、利用者に事業用自動車として運行しているものとの誤解を生じさせることのないよう適切に行うこと。

(イ) 運送者の名称

(ロ) 「有償運送車両」の文字

(ハ) 登録番号

- ② 登録証の交付を受けた運送者は、登録証の写しを自動車に備えて置かなければならないものとする。

(13) 苦情処理の体制の確保等

施行規則第51条の30第1項に定める苦情処理の体制については、様式第7号に記載するものとし、同条第2項に定める苦情処理の記録は、参考様式第10号を参考として運送者において書式を定め記録するものとする。

(14) その他の留意事項

- ① 運行の委託に併せて交通空白地有償運送の用に供する自家用自動車の持込みが行われる場合は、運送者が運送主体であること及び運送に関する責任を負うことについて申請者に確実に認識されるよう、十分に指導を行うものとする。
- ② 地域公共交通会議等は、上記に定めるもののほか、交通空白地有償運送の運行実態、特定非営利活動法人等が実施主体の場合には、当該特定非営利活動法人等の活動実態及び地域の実情に応じ、必要と認められた事項を定めることができるものとする。

5. 有効期間の更新の登録

(1) 更新登録の申請

- ① 有効期間の更新の登録の申請を行おうとする者は、更新登録申請書（様式第1-2号）を路線又は運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等又は指定都道府県等の長に提出するものとする。この場合において、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、原則として有効期間の満了する日の2ヶ月前から申請の受付を行うとともに、運送の区域が他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長の管轄内に存するときは、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に通知を行うものとする。
- ② 複数の運送の区域を有する者にあつては、更新の登録を行うことについてそれぞれの運送の区域における地域公共交通会議等において協議が調っていることを要するものとする。この場合において、一部の区域において更新の必要性について協議が調わなかった場合には、当該区域に係る有効期間の更新を行うことはできないものとする。

- ③ 有効期間が満了した後、更新登録の申請があった場合は、災害等によりやむを得ない場合を除き有効期間の更新を行うことができないものとする。

地域公共交通会議等で更新についての協議を行っているにもかかわらず、有効期間の満了する日までに協議が調わない場合には、運送者は協議が調っていることを証する書類を添付せずに更新の登録の申請を行うことができるものとし、この場合において、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、協議が調っていることを証する書類の提出がなされるまでの間、更新の登録の可否についての判断を留保することができるものとする。ただし、有効期間の満了する日までに協議が調わないことについて正当な理由がない場合にあつては、この限りではない。

(2) 添付書類

更新登録申請書に係る施行規則第51条の10第2項に定める書類は、2.(3)に定める添付書類に準ずるものとする。ただし、以下の書類については、当該更新の前後においてその内容に変更がない場合（当該更新の前後において運転免許証、自動車検査証及び自動車保険（共済）の有効期間のみが更新される場合も含む）に限り、添付を省略することができるものとする。

- ① 定款等の書類
- ② 路線図
- ③ 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類（ただし、当該自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧を除く。）
- ④ 自家用有償旅客運送自動車の運転者が、施行規則第51条の16第1項に規定する要件を備えていることを証する書類
- ⑤ 施行規則第51条の17第1項に規定する運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- ⑥ 施行規則第51条の24に規定する自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- ⑦ 施行規則第51条の25第1項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- ⑧ 施行規則第51条の26に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するた

めの措置を講じていることを証する書類

- ⑨ 自動運行旅客運送を行っている場合にあっては、当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類
- ⑩ 特定自動運行旅客運送を行っている場合にあっては、当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条の12第2項に規定する申請書の写しその他の同条第1項の許可の見込みに関する書類

(3) 更新登録に当たっての審査及び登録の有効期間

更新登録に当たっては、行政への報告及び添付書類並びに地域公共交通会議等からの報告等により業務の実施状況、法令違反、輸送の安全の確保命令その他の行政処分の有無等を審査するものとし、次のいずれにも該当する場合にあっては、更新登録において付与する有効期間を3年（事業者協力型自家用有償旅客運送にあっては、5年）とし、いずれかに該当しない場合にあっては2年とする。

- ① 法第79条の9第2項の規定による自動車の運行の管理の方法を改善すること等の命令を受けていないこと
- ② 法第79条の10に基づく自動車事故報告規則第2条第1項に規定する事故を引き起こしていないこと
- ③ 法第79条の12の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと

(4) 更新登録の実施

- ① 上記2. の場合に準じて審査を行うものとし、登録の拒否を行う場合に該当する場合を除き、更新登録を行うものとする。
- ② 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、更新登録後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局長等又は指定都道府県等の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- ③ 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、更新登録を行った場合には、運送者に対して登録の通知を行うものとする。登録の通知は登録証の交付によって代えることができるものとする。
- ④ 更新登録を行った運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、関係する

運輸支局長等又は指定都道府県等の長がある場合には、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に更新登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知するものとする。通知を受けた当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録簿の写しを当該運輸支局長等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- ⑤ 更新登録を拒否した場合にあつては、２．（５）の場合に準じ、様式第１１号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、地域公共交通会議等の主宰者（地域公共交通会議等が組織されていない場合にあつては、路線又は運送の区域を管轄する市町村長）に対してもその旨を通知するものとする。

６．変更登録

（１）変更登録を行う場合

法第７９条の７の規定に基づき、以下に掲げる事項を変更しようとする場合は、変更登録を要するものとする。

- ① 路線の延長、増加又は変更（既存路線を短縮する場合を除く。）
- ② 運送の区域の拡大又は変更（減少することとなる場合を除く。）

なお、運送の区域を定めて交通空白地有償運送を実施する市町村において、登録後において市町村合併が実施された場合であっても、運送の区域は合併前の旧市町村の範囲にあるものとし、運送の区域の拡大を行う場合にあつては、合併後の市町村が主宰する地域公共交通会議等における協議を経て、変更登録を受けることを要するものとする。
- ③ 運送の種別（既に交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行っている運送者が、いずれかの有償運送を行わないこととする場合を除く。）
- ④ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別の変更
- ⑤ 運送しようとする旅客の範囲（縮小する場合を除く。）
- ⑥ 自動運行旅客運送を行う路線の延長、増加又は変更（既存路線を短縮する場合、現に行っている自動運行旅客運送を行わないこととする場合及び特定自動運行旅客運送から自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。以下この項において同じ。）へ変更する場合を除き、自動運行旅客運送から特定自動運行旅客運送へ変更する場合を含む。）
- ⑦ 自動運行旅客運送を行う運送の区域の拡大又は変更（減少することと

なる場合、現に行っている自動運行旅客運送を行わないこととする場合及び特定自動運行旅客運送から自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。以下この項において同じ。）へ変更する場合を除き、自動運行旅客運送から特定自動運行旅客運送へ変更する場合を含む。）

（２）変更登録の申請

変更登録の申請を行おうとする者は、様式第１－３号に定める申請書に（３）に掲げる添付書類を添えて、変更しようとする路線又は運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等又は指定都道府県等の長あて提出するものとする。運送の区域の拡大に伴い他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長の管轄にも属することとなった場合は、新たに管轄となった運輸支局長等又は指定都道府県等の長に申請を行うものとする。

（３）添付書類

施行規則第５１条の１１第２項に掲げる添付書類は、次に掲げるものとする。

①路線の延長、増加又は変更をしようとする場合

（イ）上記２．（３）①～⑫までに掲げる書類のうち、路線図、自動車の使用権原を証する書類、変更しようとする路線に係る運行管理の体制を記載した書類、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

（ロ）変更しようとする路線に係る市町村が主宰する地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

（ハ）登録証

② 運送の区域を拡大又は変更しようとする場合

（イ）上記２．（３）①～⑫までに掲げる書類のうち、自動車の使用権原を証する書類、拡大又は変更しようとする運送の区域における運行管理の体制を記載した書類、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

（ロ）運送の区域における市町村が主宰する地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

（ハ）登録証

③ 有償運送の種別が変更され新たに交通空白地有償運送を行うこととな

る場合

- (イ) 上記 2. (3) ①～⑫に掲げる書類のうち、自家用有償旅客運送自動車の運転者が、施行規則第 51 条の 16 第 1 項に規定する運転者の要件を備えていることを証する書類、その他の種別の変更に伴い内容が変更されることとなる書類
- (ロ) 運送の区域における市町村が主宰する地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

(ハ) 登録証

④ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別の変更をする場合

- (イ) 上記 2. (3) ①～⑫に掲げる書類のうち、変更しようとする路線又は運送の区域に係る運行管理の体制を記載した書類、整備管理の体制を記載した書類、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類
- (ロ) 変更しようとする路線又は運送の区域に係る市町村が主宰する地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

(ハ) 登録証

⑤ 運送しようとする旅客の範囲を変更する場合

- (イ) 変更しようとする旅客の範囲について地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

(ロ) 登録証

⑥ 自動運行旅客運送を行う路線の延長、増加又は変更

- (イ) 上記 2. (3) ①～⑫に掲げる書類のうち、路線図、自動車の使用権原を証する書類、変更しようとする路線に係る運行管理の体制を記載した書類、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類
- (ロ) 変更しようとする路線に係る市町村が主宰する地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

(ハ) 登録証

⑦ 自動運行旅客運送を行う運送の区域の拡大又は変更

- (イ) 上記 2. (3) ①～⑫までに掲げる書類のうち、自動車の使用権原を証する書類、拡大又は変更しようとする運送の区域における運行管理の体制を記載した書類、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

(ロ) 運送の区域における市町村が主宰する地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

(ハ) 登録証

(4) 変更登録の実施

- ① 変更登録は上記 2. の場合に準じて審査し、登録の拒否を行う場合に該当する場合を除き、変更登録を行うものとする。
- ② 変更登録を行った場合には、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、変更登録後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局長等又は指定都道府県等の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- ③ 変更登録を行った運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、変更登録前の運送の区域を管轄する他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長がある場合には、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に変更登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知するものとする。通知を受けた当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録簿の写しを当該運輸支局長等又は指定都道府県等の事務所に於いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表ものとする。
- ④ 変更登録を拒否した場合にあっては、2. (5) の場合に準じ、様式第 11 号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、地域公共交通会議等の主宰者（地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、路線又は運送の区域を管轄する市町村長）に対してもその旨を通知するものとする。

(5) 変更登録時の留意事項

変更登録の場合にあっては、有効期間の更新を行わない。

7. 軽微な事項の変更の届出

(1) 軽微な事項の変更の届出

軽微な事項の変更については、登録事項変更届出書（様式第 1－4 号）により届出を行うものとする。この場合において、事務所ごとに配置する乗車定員 11 人未満の車両数が 5 両以上（乗車定員 11 人以上の自動車にあっては 1 両以上）となった場合にあっては、当該届出書に施行規則第 5

1 条の 3 第 8 号に定める運行管理の体制を記載した書類及び施行規則第 5 1 条の 1 7 第 2 項に定める運行管理の責任者の要件を備えていることを証する書類を添付するものとする。

(2) 軽微な事項の変更の登録

軽微な事項の変更の届出があった場合には、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、届出の事実に基づき変更の登録を行うものとし、変更後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等又は指定都道府県等の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

8. 業務の停止及び登録の取消し

法第 7 9 条の 1 2 第 1 項に規定する業務の停止及び登録の取消しを行う場合の行政処分等の基準については、別に定める。なお、運送者に対して、警告、業務の停止又は登録の取消しを行った場合においては、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、処分等を行うに至った違反事実、行政処分等の内容を遅滞なく地域公共交通会議等の主宰者（地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、路線又は運送の区域を管轄する市町村長）に通知するものとする。

9. 登録の抹消

(1) 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録の有効期限が満了した場合、業務の廃止の届出が行われた場合及び登録の取消しを行った場合においては、当該運送者の登録の抹消を行うものとする。

(2) 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、運送者の登録の抹消を行ったときは、当該運送者の名称を公示、インターネットその他の適切な方法により公表するものとし、かつ、その旨を地域公共交通会議等の主宰者（地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、路線又は運送の区域を管轄する市町村長）に通知するものとする。

(3) 運送者は、登録の抹消が行われた場合には、登録証の原本を登録簿の存する運輸支局長等又は指定都道府県等の長に返納しなければならないもの

とする。当該運送者は、登録証の返納を行うまでの間、登録証の適切な管理を行わなければならないものとする。

附 則

1. 本処理方針は、令和6年9月30日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
2. 廃止前の「市町村運営有償運送の登録に係る処理方針」（交通空白輸送に限る。）又は「公共交通空白地有償運送の登録に係る処理方針」に基づき付与された登録番号は、本処理方針2（4）①の登録番号とみなす。

登録番号の付与方法

○事務・権限が国にある場合

【番号付与例】

関 東 交 第 〇〇〇〇 号
 ↑ ↑ ↑ ↑
 一連番号
 有償運送の種別 交：交通空白地有償運送
 登録を行った運輸支局の頭 1 文字（例：東京運輸支局）
 登録を行った運輸支局を管轄する運輸局の頭 1 文字（例：関東運輸局）

○事務・権限が地方公共団体にある場合

【番号付与例】

東京都 交 第 〇〇〇〇 号
 ↑ ↑ ↑
 一連番号
 有償運送の種別 交：交通空白地有償運送
 登録を行った地方公共団体の名称（都道府県市区町村）

- 注 1. 神戸運輸監理部兵庫陸運部の管轄にあるものは、頭 2 文字は「神兵」と表示する。
2. 沖縄総合事務局にあっては、「沖」1 文字とし陸運事務所の表示は不要とする。